

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から49年3月まで
私の国民年金の加入手続は、母が昭和43年8月ごろA市役所B支所で行い、昭和48年度までは母が国民年金保険料を納付していた。実家は自営業をしており、免除の申請は行っていないと思う。申立期間が申請免除期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年*月から60歳になる前月の平成20年*月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時同居していた申立人の父及び母は保険料を完納し、申立人の妹も申立期間が申請免除期間となっているほかは、すべて保険料を納付していることから、申立人とその家族の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間については、申立人の父及び母は納付済みであるにもかかわらず、申立人及びその妹が申請免除と記録されているが、申立人及びその妹は、母が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたと申述していることから、その母が自分の保険料を納付しながら娘二人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人及びその妹の特殊台帳において、昭和48年度は、当初「納付0月・免除12月」と記載されていたものが「納付6月・免除6月」に訂正されているが、訂正時期及び理由は不明で、追納をうかがわせる記載も無く、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月及び同年 8 月
② 平成 4 年 9 月から 9 年 1 月まで

ねんきん特別便を受け取って、私の年金記録のうち、平成 4 年 9 月から 9 年 1 月までの期間が未加入期間と記録されていることに気付いたが、4 年 9 月に会社を辞めて自営業に転じたため、妻が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたので、未加入となっているのは納付できない。その当時の確定申告書の写しを提出するので、記録の訂正を求める。

また、昭和 47 年 7 月及び同年 8 月の期間については、その直前の期間と同様に納付したはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 46 年 12 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続を適切に行っている上、同年 12 月から 47 年 6 月までの期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間①の 2 か月についても同様に保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することはできず、申立期間②の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は平成 4 年から 10 年分までの確定申告書の控えを提出しているが、社会保険料控除の内訳に「国民年金」として記載された金額は、

いずれも一人分の保険料額に相当し、申立人の妻の保険料であると推認される。

さらに、申立人は申立期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻も当時の記憶が無いとしている上、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、結婚後、夫に勧められて市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が夫の分と合わせて市役所の支所や銀行で納付していたはずである。一緒に納付していた夫は昭和 54 年 4 月分から納付となっているのに私だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 56 年 5 月であることが確認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立人が納付したと申述する金額と法定保険料額はおおむね一致しているなど申立内容は具体的である。

また、申立人は夫婦二人分の保険料を納付していたと述べているところ、申立人の夫は、申立期間の納付記録が納付済みとなっていることから、その納付方法等を考慮すると申立人の保険料が納付されていなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、結婚後については申立期間以降の加入期間において、すべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 11 月から 62 年 1 月まで
③ 昭和 62 年 9 月

私は、昭和 51 年 8 月末に会社を退職した後、妻と一緒に国民年金の加入手続を行うと同時に付加保険料の納付を申出し、国民年金保険料は妻が夫婦二人分を期限ごとに銀行で納付していた。保険料の納付は継続させなければ意味はないと考えていたので、申立期間①及び②について未納とされ、申立期間③について定額納付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその妻は昭和 52 年 6 月に国民年金の加入手続を行うと同時に付加保険料の納付申出を行っていることが、申立人の年金手帳の記録から確認でき、申立期間①及び②について、申立人の妻が銀行で納付していたとするところ、申立期間は合計して 8 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間においては付加保険料を含む国民年金保険料を納付している上、申立期間以降申立期間③を除き国民年金基金に加入するまでの加入期間においては付加保険料を含めて納付していることを考え併せると、申立期間①及び②については付加保険料を含めて納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間③についてはオンライン記録から当該期間に係る定額

保険料を過年度納付していることが確認できるが、付加保険料は法律上、さかのぼって納付することはできないことから、申立人が付加保険料も併せて納付したとは考え難い上、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から52年6月まで
② 昭和53年7月から同年12月まで
③ 昭和56年9月から57年2月まで
④ 昭和57年3月から61年4月まで

私と妻は、昭和57年3月にA(国名)に来て以降、国民年金には加入しておらず、60年か61年ごろに父から来た手紙に、「新しく制度ができて、海外居住者も国民年金に加入できるようになり、今までの未納分を納めることができることになったので、国民年金に加入して国民年金保険料も全納しておいた。」と書いてあったにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和54年9月ごろに払い出されたことが確認でき、同時点で申立期間②は過年度納付が可能であり、申立期間②の直前の52年7月から53年6月までの国民年金保険料を過年度納付している上、申立期間②は6か月と短期間であることを踏まえると、過年度納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①については、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえず、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和54年9月時点で申立期間①は、特例納付によらなければ時効により保険料

を納付することはできない。

- 3 申立期間③については、申立人の年金手帳の「国民年金の記録」欄に、「昭和 56 年 3 月 21 日資格喪失」、「61 年 5 月 14 日資格取得」の記載があり、申立期間③における資格得喪の記録が無い上、申立人の妻は夫である申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点で任意から強制に資格種別の変更手続を行う必要があるにもかかわらず、同手続を行っていないことを踏まえると、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替えを行っていないものと推認できる。
- 4 申立期間④については、戸籍の附票により、申立人夫婦は、昭和 57 年 3 月に A（国名）に転居していることが確認できることから、海外居住者が国民年金に任意加入できるようになったのは 61 年 4 月以降であることから、申立期間④のうち 57 年 3 月から 61 年 3 月までは国民年金に任意加入することは制度上、できない。
また、申立人が所持する年金手帳により、申立人が任意加入したのは昭和 61 年 5 月 14 日であることが確認できることから、任意加入が可能になった同年 4 月にさかのぼって保険料を納付することは制度上できない。
- 5 このほか、申立期間①、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの期間及び同年7月から57年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から53年12月まで
② 昭和55年1月から56年3月まで
③ 昭和56年7月から57年2月まで
④ 昭和57年3月から61年4月まで

私と夫は、昭和57年3月にA（国名）に来て以降、国民年金には加入しておらず、60年か61年ごろに義父から来た手紙に、「新しく制度ができて、海外居住者も国民年金に加入できるようになり、今までの未納分を納めることができることになったので、国民年金に加入して国民年金保険料も全納しておいた。」と書いてあったにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和56年3月21日に国民年金に任意加入しており、同時点で強制加入期間である申立期間②は現年度納付及び過年度納付が可能である上、申立期間②直前の54年1月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付していること、及び申立人の夫は申立期間②に未納期間が無いことを踏まえると、申立期間②は、納付されていたものと考えるのが自然である。

2 また、申立期間③については、任意加入期間で、申立期間③直前の昭和56年4月から同年6月までの期間が納付済みとなっていることを踏まえると、8か月と短期間である申立期間③については、納付していた

ものと考えるのが自然である。

- 3 一方、申立期間①については、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえず、申立人が国民年金に任意加入した昭和 56 年 3 月時点で申立期間①は、時効により保険料を納付することはできない。
- 4 申立期間④については、戸籍の附票により、申立人夫婦は、昭和 57 年 3 月に A（国名）に転居していることが確認できることから、海外居住者が国民年金に任意加入できるようになったのは 61 年 4 月以降であることから、申立期間④のうち 57 年 3 月から 61 年 3 月までは国民年金に任意加入することは制度上、できない。
また、申立人が所持する年金手帳により、申立人が任意加入したのは昭和 61 年 5 月 14 日であることが確認できることから、任意加入が可能になった同年 4 月にさかのぼって保険料を納付することは制度上できない。
- 5 このほか、申立期間①及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 57 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料 12 か月分を、夫と長女の分を含めて納付していたのに、長女は納付済みとなっているのに、自分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金制度発足に伴い、国民年金と一緒に加入し、昭和 36 年 4 月分から夫婦一緒に国民年金保険料を納められないときは申請免除の手続きを行いながら、60 歳まで保険料を納付し続けており、納付意識が高いと認められる。

また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の長女は、申立期間の保険料を納付しており、申立期間は 12 か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納めていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から49年3月まで
父の経営する事業所が昭和49年3月にA市へ移転後、同年12月から50年2月ごろの間に、A市の職員が自宅に来て、今なら20歳にさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付できると勧められ、父から渡されたお金で、私の分と母の未納分を合わせて10万円前後を市職員に納付した。母の記録に未納期間がないのに、私の44年6月から49年3月までの期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された番号の一つで、同番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人は同年2月ごろに国民年金への加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立人は、A市の職員から20歳にさかのぼって国民年金保険料を納めることができる旨を聞いて、市の職員に一括納付したと主張しているところ、申立人が国民年金に加入した昭和50年2月は第2回目の特例納付実施期間中である上、同市では、当時、職員が戸別訪問により特例納付保険料を徴収していたことを確認していることから、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人の複数の友人は、申立人から5年分の保険料をまとめて納付した旨の話聞いたことがあると証言している上、申立人が母の未納分と合わせて10万円前後を納めたと主張しているところ、申立期間の特例納付金額と加入年度である昭和49年度の保険料を母と申立人が一括納付した場合に必要な保険料額との合計額はそれほどかけはなれていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から42年2月まで

私は昭和42年3月にA市B区役所C出張所で、国民年金の加入手続を行い、その直後に同出張所でそれまでの国民年金保険料の未納分を一括で納付したので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和42年3月27日に払い出されたことが確認でき、前後の任意加入者の加入時期から、申立人は同年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、同時点で申立期間のうち、41年4月から42年2月までは現年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間以後は60歳になる前月の平成7年*月まで長期にわたり保険料を納付し続けていることから納付意識の高さがうかがえ、国民年金に加入した年度である昭和41年4月から42年2月までについては、納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和39年6月から41年3月までの期間については、加入手続を行った42年3月の時点で、39年12月以前は時効により保険料を納付することはできない上、40年1月から41年3月までは過年度納付となるところ、申立人は、A市B区役所C出張所でさかのぼって納付したと主張しているが、当時、同出張所において、過年度納付の収納事務を行っていなかったことを確認済みである。

また、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について保険料が納付されていたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から同年 11 月まで
② 昭和 39 年 6 月から 41 年 1 月まで
③ 昭和 42 年 10 月から 51 年 3 月まで

兄が役場からの勧めで私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 51 年ごろ、今後は自分で続けるようにと国民年金手帳を渡された。兄が納めてくれていた期間に未納期間があるのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿によりA町（現在は、B市）において、申立人の長兄、義姉及び実姉と連番で昭和 35 年 12 月 28 日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳の記録により、同年 12 月 15 日にさかのぼって資格を強制で取得し、54 年 8 月 1 日に任意加入に変更されていることが確認できる。

また、申立期間直前の昭和 36 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間①は2か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②及び③については、申立人は、昭和 51 年ごろまで申立人の兄が保険料を納めてくれていたと主張しているが、申立人は 39 年 10 月に結婚してC（地名）に転居し、住民票を異動していると供述していることから、申立人の兄がA町において申立人の保険料を納付していたと考え難い。

また、申立人の保険料を納付していたとするその兄からは、病気のため証言を得ることはできない上、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、当時の保険料の納付実態は不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私は、昭和50年12月に夫と一緒に国民年金に加入し、私が夫婦二人分の44年12月からの国民年金保険料を一括で納付したはずである。夫の記録は納付済みとなっているのに、私の記録が未納というのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期及びA市の被保険者名簿に昭和50年12月22日手帳発行と記載があることから、申立人は、同年12月に加入手続を行ったものと推認できるところ、同時期は第2回特例納付実施期間中であり、申立期間について特例納付及び過年度納付により、国民年金保険料を納付することが可能である。

また、申立人はその夫と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分を一括で納付したと主張しているところ、申立人とその夫は、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認でき、その夫は申立期間について、特例納付及び過年度納付により納付済みとなっている上、申立期間以後60歳になるまで長期にわたり夫婦二人とも保険料をすべて納付済みであることを考え併せると、申立人もその夫と同様に、申立期間について特例納付及び過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年1月1日から同年10月31日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年10月31日から7年10月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが妥当である。

申立人は申立期間のうち、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間及び7年10月1日から8年1月1日までの期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を5年9月は30万円、7年10月から同年12月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月1日から同年10月31日まで
② 平成6年10月31日から7年10月1日まで
③ 平成5年9月1日から13年10月1日まで

私は、厚生年金保険の記録上、平成6年1月1日から同年10月31日までの標準報酬月額が、8年1月8日付けで20万円から8万円に減額訂正され、同日付けで6年10月31日から7年10月1日までの期間が未加入とされていることに納得できない。また、5年9月1日から13年10月1日までの標準報酬月額は、30万円であったはずであり、記録

上の金額は低すぎるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社は、平成6年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その1年3か月後の8年1月8日付けで、申立人の標準報酬月額そきぎゅうの記録が6年1月1日から同年10月31日までの期間について20万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所が適用事業所でなくなった日において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人を含め平成7年10月の定時決定がさかのぼって取り消されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録等から、6年10月31日以降も当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、上記6年1月から同年9月までの標準報酬月額の訂正処理とともに社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、A社の登記簿謄本により、役員ではないことが確認できる上、当該事業所の元代表取締役及び関連グループ事業所の元役員は、「厚生年金保険関係の事務は、グループ本部が一括して行っていた。申立人は、同本部で勤務したことはなく、厚生年金保険関係事務に携わったことは無い。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の平成6年1月から同年9月までの標準報酬月額の訂正処理については、有効なものとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②の平成6年10月31日から7年10月1日の期間については、6年10月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、7年10月の定時決定がさかのぼって取り消されていることから、申立人の資格喪失日は、同年10月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成7年10月の当初の定時決定の記録から、20万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は申立期間③のうち平成5年9月1日から同年10月1日までの期間及び7年10月1日から8年1月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書により、5年9月は30万円、7年10月から同年12月までは20万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主（5年9月は、A社、7年10月から同年12月まではB社）により

給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成5年9月において加入していた事業所及び7年10月から同年12月において加入していた事業所のそれぞれの事業主は、当時の資料等が無いため不明としているが、両期間に係る給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないことから、両事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、両事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成5年10月1日から7年10月1日までの期間及び8年1月1日から13年10月1日までの期間について、申立人は、実際の報酬月額は30万円であったと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人が所持する給与明細書により、申立人は当該期間において、社会保険事務所が管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える給与月額（総支給額）を支給されていたことは確認できるが、厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所が管理している標準報酬月額に相当する控除額となっていることが確認できる。

また、上記1の標準報酬月額の遡及訂正処理以外に不自然な処理は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③のうち平成5年10月1日から7年10月1日までの期間及び8年1月1日から13年10月1日までの期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和20年11月5日、資格喪失日は25年7月20日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年11月から21年3月までは170円、同年4月から22年5月までは180円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは3,300円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月から25年6月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月5日から25年8月1日まで

私は、昭和20年11月にB県C郡D町のE事業所に入社し、途中、事業主がA事業所が変わったが、25年8月まで工場のF及びG（部門）で継続して勤務していた。当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、A事業所における厚生年金保険被保険者加入記録が確認できるとともに、その資格の取得日は昭和20年11月5日とされている。

一方、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所名簿は、H社会保険事務所（当時）において保管されておらず、当該事業所の厚生年金保険の適用状況を確認することはできないが、H社会保険事務所によると、昭和28年2月に火災により全事業所の被保険者名簿を焼失しており、各事業所に残っている被保険者記録で被保険者名簿の復元を行ったとしている。

また、申立人に係る上記旧台帳には、資格喪失の欄には不明と記載さ

れており、資格の喪失を確認することはできないが、「D町史」及び「I史年表」により、A事業所の経営権は昭和25年7月20日に当該事業所の労働組合に承継されていることが確認でき、申立人の当該事業所での具体的な勤務状況や同年8月23日にJ事業所に就職する数日前まで当該事業所で勤務していたと証言していることから判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格の喪失日を同年7月20日と考えるのが相当であり、事業主は、申立人が20年11月5日に被保険者資格を取得した旨の届出及び25年7月20日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記旧台帳の記録及び当該事業所の関連事業所において申立人と同時期に資格を取得し、申立人と同様K（職種）であった被保険者に係る当該関連事業所の被保険者名簿の記録から、昭和20年11月から21年3月までは170円、同年4月から22年5月までは180円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは3,300円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月から25年6月までは3,500円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和25年7月20日から同年8月1日までの期間については、上記文献資料により同年7月20日にA事業所の経営権が労働組合に承継されたとされていることから同日付けで当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったと考えられることから、当該期間について申立人は厚生年金保険被保険者として認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成17年6月17日

私は、各々の申立期間について150万円（上限）の標準賞与額をベースに厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録上、その記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給与明細書（賞与分）及び事業主が保有している賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①について、事業主は当時の資料が無いので不明としているが、申立期間②について、事業主が保有していた賞与届出内容一覧及び健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において、申立人の氏名及び記録が確認できないことから、申立期間①及び②のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和49年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和47年4月1日にA社に入社し、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も事業主から控除されていたのに、同社C支店から同社D本部に転勤になった時期の厚生年金保険の加入記録が1か月分欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、E厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日に同社C支店から同社D本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が昭和49年4月1日にA社C支店を転出し、同日に同社D本部に転入したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、事業主は、申立期間当時、厚生年金基金の加入員資格取得届は複写式の様式を使用していた旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年4月1日にA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人に平成17年6月30日に賞与を支給した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

私は、平成16年4月から19年3月末日までA事業所に勤務し、毎年6月と12月には賞与を受けていたが、17年6月30日に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答書、賃金台帳及び厚生年金基金の記録から、申立人が平成17年6月30日に事業主から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A事業所は、社会保険事務所への届出は、申立期間当時、厚生年金基金に提出したものと同一のものであったと回答しているところ、同基金の記録によれば、平成17年6月30日に支給された賞与に係る標準賞与額は、150万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人に平成17年6月30日に賞与を支給した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立人の厚生年金基金の記録どおり150万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年4月1日に訂正し、同年4月から34年6月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月26日から34年7月1日まで
私は、昭和26年10月26日から62年3月31日までA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する退職金支払明細書及び永年勤続表彰状により、申立人が昭和26年10月26日から61年12月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書の写しにより、申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から34年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、昭和32年4月から34年6月までの標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和32年4月1日を資格取得日として届け出た場合、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が34年7月1日を資格

取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 4 月から 34 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 26 年 10 月 26 日から 32 年 4 月 1 日までの期間については、当該事業所が保管する「健康保険の加入記録リスト」において、申立人は、B 健康保険組合で 28 年 1 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得したことが記載されているところ、申立期間当時に入社した複数の元同僚は、健康保険加入期間と厚生年金保険加入期間が一致していない上、B 健康保険組合は、保存期限経過のため、関係資料が保管されていないと回答しており、厚生年金保険との連動関係は不明である。

また、A 社は、当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主は既に他界し、申立人が氏名を挙げた元同僚 5 名のうち、唯一生存し連絡が取れた 1 名からは、申立人の勤務状況についての証言を得ることができなかったため、申立人の勤務実態は不明である。

このほか、申立期間のうち、昭和 26 年 10 月 26 日から 32 年 4 月 1 日までの期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 26 年 10 月 26 日から 32 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和44年4月1日に入社し、平成12年3月31日に退職（転籍）するまで、転勤や他社出向があったが、継続してA社に勤務した。申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した申立人に係る職歴証明書、C健康保険組合が発行した健康保険資格喪失証明書及びに雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年9月1日に同社本店からD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和51年1月にA社に入社し、同年3月1日にB（職種）の審査に合格して、同年4月1日からB（職種）（正社員）として同年11月30日まで勤務した。正社員となって厚生年金保険に加入したはずなのに、申立期間の記録が欠落しており、納得できない。給与明細書もあるので訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和51年3月1日付けのC（機関名）発行のB（職種）合格証明書及び給与明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる上、元同僚への調査において、B（職種）に合格した翌月から厚生年金保険に加入している者が確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明である上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和46年2月21日、資格喪失日は同年8月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から同年8月26日まで

私は、昭和46年2月21日にA社に入社し、同年8月25日に退社するまで勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、昭和46年2月21日に入社し、同年8月25日に退社した。」と回答しており、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、企業年金連合会が提出した中脱記録照会（回答）により、申立人は、B厚生年金基金において昭和46年2月21日に資格取得し、同年8月26日に資格喪失していることが確認できる上、B厚生年金基金は、「当時、資格取得届等の帳票は、複写式により厚生年金保険の資格の得喪の届出書と一体のものであった。」と回答していることから、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所(当時)に提出されていたものと考えられる。

一方、厚生年金保険の適用事業所名簿により、A社の次に記載されているC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がいったん被保険者として記録され、これが「誤記入に付き抹消」の記載とともに抹消されていることが確認できることから、日本年金機構に照会したと

ころ、その原因及び経緯は不明であると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年2月21日に被保険者資格を取得し、同年8月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から54年3月まで

私は、昭和54年10月に結婚したのを契機に、A市役所B地区市民センターにおいて国民年金の加入手続を行い、49年1月から54年10月までの国民年金保険料を一括納付したはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回特例納付実施期間中の昭和54年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、56年2月から3月ごろにその妻と連番で払い出されており、同時点では第3回特例納付の実施期間（53年7月から55年6月まで）を過ぎていることから、申立期間の保険料を一括納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は特例納付した保険料額について記憶しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付に同行したとする申立人の妻も、その金額を記憶していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から52年1月まで

私が20歳になった昭和49年*月ごろに、母がA市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、母が同市役所の窓口で母の分と一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、国民年金の被保険者資格記録の記載はなく、オンライン記録では、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は平成10年3月21日となっていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるA市またはB区における国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立期間の加入手続及び保険料納付を行ったと主張する申立人の母は既に他界しているため、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年8月まで

私は、平成7年5月に会社を退職し、同年9月に再雇用されるまでの期間の国民年金保険料については、納付書が送付されてきて、失職中にまとめて支払うことの大変さを実感したことを今でも記憶している。妻の保険料の納付書も同時に届き、妻が二人分を一緒に納付しており、妻だけが納付済みとなっていて、私が未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続は行っておらず、保険料の納付書が自動的に送付されてきたと述べているが、当時は基礎年金番号制導入（平成9年1月）前であり、加入手続を行っていないにもかかわらず納付書が送付されるとは考え難い。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間の保険料の納付額について記憶が定かでない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年8月まで

私は、昭和41年1月ごろ、区役所に婚姻届を提出した際、区の職員から国民年金への加入を勧奨され、加入手続を行ったはずであり、国民年金保険料は、元夫が国民年金に加入していた期間はいつも二人分の保険料を一緒に郵便局で納付していたのに申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年1月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年8月に払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない上、国民年金手帳払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の元夫が国民年金に加入していた期間には保険料を元夫の分と一緒に郵便局で印紙を購入し納付していたと申述しているところ、元夫の保険料が納付されている昭和43年7月から45年6月までの期間は保険料を郵便局で収納することはできないことが区からの聴取により確認できる上、国民年金の印紙は郵便局では購入することができないことから、申立人の申述は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 11 月まで

私は、大学在学中の昭和 60 年 4 月ごろ、友人に勧められ A 区役所で国民年金の加入手続を行ったはずであり、62 年 7 月までの国民年金保険料は 2、3 か月に一度集金人に納付していた。また、同年 8 月から平成元年 11 月までの保険料は会社に入社後直ぐに B（地名）の社会保険事務所（当時）で一括納付したのに申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月ごろ、A 区役所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人に国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人が国民年金に加入した形跡が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 43 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は昭和 48 年 2 月に A 市で事業所を開業し、それから間もないころ夫婦の国民年金の加入手続を行い、満額の年金をもらうためにそれまでの夫婦の未納期間の国民年金保険料を市役所窓口で職員にさかのぼって全額納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 50 年 10 月であることが確認できるところ、申立期間のうち 48 年 4 月から同年 6 月の国民年金保険料については、50 年に実施された第 2 回特例納付の対象期間外である上、申立人の被保険者台帳には 36 年 4 月から同年 9 月の保険料を第 3 回特例納付の実施期間である 55 年 3 月に特例納付した旨の記載があり、国民年金に加入した時点でそれまでの未納の期間の保険料を一括して納付したという申立人の主張には不自然さがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 * 月の時点で申立人は 40 歳であり、この時点から国民年金の強制加入期間である 60 歳まで完納しても国民年金の受給資格を得る 25 年の納付期間に 5 年不足することは加入の時点ですでに明らかであり、被保険者台帳に「43 年 4 月から 48 年 3 月までの 5 年間の保険料を 50 年 12 月 23 日に特例納付した」旨の明確な記載があることを考え併せると、この 5 年分についてのみ特例納付により一括して保険料納付を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料を市役所において納付したと申述しているところ、この市役所では特例納付保険料及び過年度納付保険料を収受する取扱いとはなっていなかったことが確認でき、意見陳述の結果においても、申立人が申立期間の保険料を納付したとする確かな心証を得られなかった。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

夫婦で昭和 48 年 2 月に A 市で事業所を開業し、それから間もないころ夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、満額の年金をもらうためにそれまでの夫婦の未納期間の国民年金保険料を市役所窓口で職員にさかのぼって全額納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 50 年 10 月であることが確認できるところ、申立期間のうち 48 年 4 月から同年 6 月の国民年金保険料については、50 年に実施された第 2 回特例納付の対象期間外である上、申立人の夫の被保険者台帳には 36 年 4 月から同年 9 月の保険料を第 3 回特例納付の実施期間である 55 年 3 月に特例納付した旨の記載があり、国民年金に加入した時点でそれまでの未納の期間の保険料を一括納付したという申立人の主張には不自然さがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年*月の時点で申立人は 40 歳であり、この時点から国民年金の強制加入期間である 60 歳まで完納しても国民年金の受給資格を得る 25 年の納付期間に 5 年不足することは加入の時点ですでに明らかであり、被保険者台帳に「43 年 4 月から 48 年 3 月までの 5 年間の保険料を 50 年 12 月 23 日に特例納付した」旨の明確な記載があることを考え併せると、この 5 年分についての

み特例納付により一括して保険料納付を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料を市役所において納付したと申述しているところ、この市役所では特例納付保険料及び過年度納付保険料を収受する取扱いとはなっていなかったことが確認でき、意見陳述の結果においても申立人が申立期間の保険料を納付したとする確かな心証を得られなかった。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年8月までの期間及び45年2月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年8月まで
② 昭和45年2月から50年9月まで

私は、国民年金は義務と思い、昭和42年10月ごろにA県B郡C町役場で国民年金に加入した。47年2月に結婚と同時にD市に転居した際、国民年金保険料を払っていない期間はあるがさかのぼって払えるからと言われ、同年4月ごろに郵便局で未納分5万円から6万円と思うが一括で納付した。保険料を納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ごろにC町役場で国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の払出日から52年12月ごろにD市において払い出されたことが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、申立人が国民年金保険料を特例納付したとする47年4月時点において、申立期間当時は国民年金には加入していない期間であり、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和42年10月ごろ国民年金に加入したと述べる一方で、当時は事業所勤務で厚生年金保険に加入していたとも申述しているほか、オンライン記録によると、申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険の期間は、平成18年4月の統合処理により判明したもので、申立期間当時は国民年金の未納期間であったと考えられることから、D市に転居した昭和47年4月ごろに申立期間①及び②の保険料を一括して納付したとの申立内容には不自然さがうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和 47 年 4 月ごろ納付した金額は 5 万円から 6 万円くらいであったと申述しているところ、申立人の手帳記号番号が払い出された 52 年 12 月時点における過年度及び現年度で納付した保険料額とおおむね一致することからみて、申立期間の保険料を一括して支払ったとの記憶は加入手続を行ったところにさかのぼって納付した際の記憶と考えても特段不合理ではない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から57年9月まで

私は国民年金保険料を納付することは当然だと思っており、妻も1か月を除き全期間納付している。私は転職の都度、厚生年金保険と国民年金の切替を行い、申立期間の保険料は、妻の口座から妻の保険料と一緒に納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間に係る資格取得年月日及び資格喪失年月日の記載は無く、行政側の資格記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であるため国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人及びその妻は、申立期間の保険料を妻名義の口座から申立人の妻の保険料と一緒に振替により納付していたと申述しているが、申立期間は57か月と長期間であり、同一の口座から振り替えたにもかかわらず申立人の納付記録についてのみこれほどの長期間において行政側に記録管理の誤りが発生したとは考え難い。

さらに、申立人が口座振替をしたとする銀行の預金通帳の保存は無く、当該金融機関にも当時の取引明細の保存が無いことから口座振替による保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年6月まで

私は、昭和48年12月に結婚したころ、父から国民年金の加入を勧められてA市役所B出張所で加入手続をし、現在のC（施設名）の場所にあった市役所の出張所やD銀行で国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされているのは、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で昭和49年1月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳の記載により、申立人は、E市で50年7月12日に任意加入したことが確認でき、申立期間について、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は国民年金の任意未加入期間であることから、制度上、申立人が任意加入手続を行った昭和50年7月の時点で、申立期間についてさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年3月まで
私が平成7年10月にA市に転居した後、B社会保険事務所（当時）から5年10月から7年3月までの未納期間の納付書が送られてきた。同年11月2日ごろ、この納付書をA市役所に持参し、国民年金の窓口で国民年金保険料を納付した。この期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した平成7年10月以降に社会保険事務所（当時）から5年10月から7年3月までの未納分に係る納付書が送られてきたと主張するところ、申立人から提出のあった領収済通知書に記載されている未納期間及び納付書発行年月日から、当該納付書は過年度納付を促すために郵送された納付書（社会保険庁（当時）に送付される「領収済通知書」、金融機関の控となる「領収控」及び納付者に交付する「領収書」が一連になっている。）の一部であることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった「領収済通知書」には領収日付印が無く、同資料をもって申立人が申立期間（平成5年10月から7年3月まで）の国民年金保険料を納付したとは推認できない。

また、申立人は、納付書をA市役所に持参し、国民年金の窓口で納付したと主張しているが、A市では、国民年金の窓口で過年度納付保険料は収納していなかったことを確認している上、当時、市役所に設置されていたC銀行の窓口では現年度保険料のみを取り扱っていたことを確認している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月まで

私が 20 歳になったとき、父が私の国民年金の加入手続を行い、町内の自治納付組織を通じて毎月国民年金保険料を納付していた。父は自治会長も務めていたので、当時の納付形態からみても納めていないはずはない。姉も完納しているので自分に未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 39 年*月ごろ、父が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は 42 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、同時点で申立期間のうち、39 年 12 月は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、町内の自治納付組織を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立人が加入手続を行った昭和 42 年 3 月時点で、40 年 1 月以降は過年度納付となり、申立人が主張する自治納付組織では納付することはできない。

さらに、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから、加入状況及び納付実態は不明である上、申立期間の保険料納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月11日から同年7月1日まで
私は、A社（現在は、B社）C支店に昭和21年4月11日に入社し、61年6月30日に退職するまで継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された退職証明書及び申立人が所持する職員手帳から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和21年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が53人確認でき、これらの被保険者について、B社に入社年月日を照会したところ、不明の9人を除く44人（申立人を含む。）の入社年月日が資格取得日より前であったことが確認でき、うち申立人以外の12人と連絡が取れ、10人が申立人同様、入社は同年7月1日より前であったと供述している。

また、連絡が取れた複数の同僚が、申立期間当時は、戦後の混乱期で職員は不定期に採用されていたので、一定期間後に厚生年金保険の加入手続が行われ、その間の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったのではないかとの旨を述べていることから、事業主は、入社後すぐに厚生年金保険の資格取得の手続を行わず、給与から保険料を控除していなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については資料が無く不明と回答している上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 2 月まで

私は、昭和 17 年 2 月から 20 年 2 月ごろまで A（地名）の B 社に勤務していた。同社の社長は C 社の社長 D 氏が兼務していた。社会保険事務所（当時）に記録を照会したところ、適用事業所無しとの回答だが、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、再度の調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社の所在地、事業主及び業務内容について詳述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業所別被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和 39 年 6 月 5 日であることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていない。

また、当該事業所の関連事業所である E（部門名）部、B 社 F 工場及び B 社 G 工場に係る各被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、当該事業所は昭和 42 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 56 年 3 月から同年 6 月まで

A社で昭和 54 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までB（職種）の仕事をしていた。また、C社D店でも同じようにB（職種）の仕事を担当し、56 年 3 月から同年 6 月まで勤務していた。間違いなく働いていたのに、これらの厚生年金保険の加入記録が無いので、しっかり調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された申立人の履歴書には「仮採用1ヶ月間 S54. 8. 20 より」と記載されており、申立人が同日から当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、当該事業所の役員であった者は、「社員は入社後仮採用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させなかった。」と供述している。

また、当該事業所は、申立期間①当時の賃金台帳等の関係資料は既に廃棄済みであることから、申立人の申立期間①当時の勤務実態を確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が姓のみを記憶している元同僚と思われる者がC社D店において厚生年金保険に加入していること及びE（地

名) から F (地名) に引っ越しする際に元同僚が手伝ってくれたと具体的に供述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所で勤務していた元従業員は、「正社員は本社 (G (地名)) で採用され厚生年金保険に加入していたが、D店で採用される男性はスポット採用だったと思う。」と供述していることから、D店で採用された申立人については、正社員としての扱いではなく厚生年金保険に加入させていなかった可能性うかがえる。

また、当該事業所は、平成2年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料は保存されておらず、申立期間②当時の勤務実態は不明である。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 1 月 1 日から A 社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 40 年 5 月 1 日からとなっている。その間も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録を確認してほしい。また、オンライン記録では、A 社は、B 社が名称変更したことになっているが、実際は、B 社と A 社とは別の会社だったので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、B 社が昭和 40 年 3 月 1 日に A 社に名称変更するまで、両社は別会社として存在していたことが推認できる。

また、B 社が A 社に名称変更する前から A 社に勤務していた複数の元同僚は、B 社にかかる事業所別被保険者名簿（合併により A 社に継承）において、申立人と同じく、名称変更後の昭和 40 年 5 月 1 日に当該事業所において、初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 社は、昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、申立人は B 社では勤務していなかったと証言している上、閉鎖登記簿謄本により、A 社が 35 年 12 月 23 日に設立されていることが確認できること、及び A 社は、B 社の被保険者名簿を継承していることを考え併せると、A 社は申立期間（B 社が名称変更した昭和 40 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までは除く。）において厚生年金保険の適用事業所でなかったと考えられる。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 6 日から 48 年 3 月 1 日まで
② 昭和 51 年 11 月 4 日から 52 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月まで A 社に勤務し、51 年 11 月から 53 年 4 月まで B 社に勤務して、C（職種）に従事する正社員として働いていた。

そのうち、A 社ではすべての厚生年金保険の記録が無く、B 社では一部の期間の記録が欠落していることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D 社が保管する人事記録から、申立人が A 社に昭和 47 年 5 月 11 日から勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社は昭和 49 年 5 月 31 日に解散しており、当時の関連資料は無く、当時の事業主と連絡が取れず、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚証言から、申立人が申立期間②において B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿により、B 社は昭和 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②当時は適用事業所ではない。

また、オンライン記録によれば、当該事業所が新規適用事業所となった時点で資格取得した者 8 名のうち 3 名は、適用事業所となる昭和 52 年 3 月 1 日までは国民年金に加入しており、うち 2 名は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から32年6月1日まで

私は、昭和25年1月から、亡くなった父が経営していたA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は32年6月からなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年1月から勤務していたと主張しているところ、32年4月1日以前にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者を承知していることから、同年4月以前から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、当該事業所は、平成10年1月31日に、解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、事業を継承した申立人の弟も申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立期間の勤務実態は不明である上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで、A 区にある B 事業所内に勤務し、C（職種）を担当していた。この勤務は、D 社（現在は、E 社）、F 事業所（現在は、G 社）、H 社（I 部門）、J 社（K 部門）、L 社及び M 社に人材登録し、これらのいずれかの会社から派遣されて行っていたもので、その会社により給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とは別の派遣会社からの派遣により B 事業所に勤務していた同僚の供述及び申立人が提出した昭和 62 年分の源泉徴収票の写しから判断すると、申立人が派遣会社からの派遣により申立期間に B 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が提出した 62 年分の所得税の確定申告書の写し及び支払者が「D 社」で「社会保険料等金額」欄の中の「給与等からの控除分」欄が「0 円」と記載されている同年分の源泉徴収票の写しから、当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、オンライン記録から、D 社は申立期間後の同年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、F 事業所、J 社、L 社及び M 社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所になっていないことが

確認できる上、H社は46年7月27日に厚生年金保険の適用事業所になっているが、申立人が在籍したと主張している当該事業所のI部門は申立期間後の63年8月に開設したことが当該事業所のホームページで確認できる。

さらに、E社、G社及びH社は、申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人の在籍及び申立てどおりの資格取得及び資格喪失の届出を行ったかについては不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月 1 日から 25 年 12 月 15 日まで
私は、昭和 21 年 11 月 1 日から 25 年 12 月 15 日までの間、A 社（現在は、B 社）の本社で C（職種）担当として勤務し、この間厚生年金保険料を控除されていたのに、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記元同僚は、いずれも厚生年金保険料の控除について記憶しておらず、昭和 21 年 9 月から申立人と同じ部署で勤務していたとする元同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、オンライン記録によれば、入社 3 年後の 24 年 9 月 5 日となっていることが確認でき、その他 2 名の元同僚は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の加入記録が無いなど、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致していない。

また、申立人が当該事業所に勤務する以前から勤務していたと申立人が記憶している元同僚 4 名については、既に死亡していることからその経緯等は不明であるが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、当該事業所の事業主の D（職種）であった者が昭和 21 年 11 月 1 日、E（職種）を担当していたとされる 3 名の厚生年金保険被保険者の資格取得日が、24 年 5 月 1 日、25 年 6 月 1 日及び同年 12 月 1 日となっていることがオンライン記録から確認でき、勤務していたとされる期間と厚生年金保険被保険者期間が一致していないことから、当該事業所では必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において申立人の氏名は記載が無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所の事業主は、申立期間当時の資料は保管していないので、厚生年金保険料の控除及び申立てどおりに厚生年金保険被保険者の資格取得等の届出を行ったか否かについては不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から42年4月1日まで

私は、昭和23年に中学校を卒業した後、A社に就職し、その後約20年間勤務した。この期間の厚生年金保険の加入期間が無いとの回答であったが、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、当該事業所では給与明細書は発行されていなかったと述べており、申立人の元同僚も給与明細書の有無及び給与からの厚生年金保険料の控除については覚えていないと供述している。

さらに、申立人は、同社が個人商店から有限会社に切り替わったこと、及び入社時の従業員は自分のみだったが、退職時には2名又は3名だったと述べていることから、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 2 日から 40 年 8 月 26 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、ねんきん特別便が届いて、A社及びB社の期間についても脱退手当金を受給していると知った。C社の期間については脱退手当金を受給したが、A社及びB社の期間については、B社を退職するときは妊娠6か月であり、請求の手続はできず、脱退手当金を受け取っていない。納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）における申立期間当時の脱退手当金支給事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、当該請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、B社に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和42年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 5 日から 39 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 38 年 1 月 5 日から 43 年 4 月 30 日まで、現在の A 市 B に在った C 社 D 工場に勤務し、その間の 38 年 4 月 5 日から 39 年 1 月 5 日までは、E 区 F に在った G 社で技術習得を兼ねて勤務していたが、そのときの厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において H（職種）として働いていたと主張する G 社の元事業主（申立期間当時、C 社 D 工場も兼営）は、「申立期間当時、G 社の作業場で働いていた H（職種）は、同社と雇用関係に無かった。また、申立人が同社に勤務していたか否かについては、当時の雇用関係資料が保存されていないため分からない。C 社 D 工場の従業員については、従業員側の要望もあり、社員として採用し、同時に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、申立人の挙げた C 社 D 工場における当時の上司、元同僚、工場長及び G 社において昭和 38 年 4 月 8 日に厚生年金保険の資格を取得している元社員は、申立人の G 社における勤務実態について記憶していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から同年 11 月ごろまで
② 昭和 32 年 4 月から同年 6 月 1 日まで

私は、中学校卒業後の昭和 31 年 4 月に親戚の紹介でA事業所B支所に就職し、申立期間中も勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた元同僚のうち一人は、申立期間当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思うと供述しているところ、オンライン記録により、当該同僚の被保険者資格取得日は申立人より遅い昭和 33 年 1 月 6 日であることが確認できる上、申立人が名前を挙げた他の同僚は、すべて、申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録が無い。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所を管轄するC事業所では、同事業所及びD事業所E支所（旧A事業所）において、申立人に関する資料は見当たらず、申立てどおりの届出及び保険料納付の有無は不明であると回答していることから、申立人の勤務実態について確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月から 3 年 3 月まで
私が A 区 B にあった C 社において、主として D (職種) に従事していた期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社での業務内容や勤務時間等について詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社の事業主は、申立人の勤務実態について、不明であり、同社は厚生年金保険適用事業所でなかったことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、オンライン記録において、A 区に所在する厚生年金保険の適用事業所として C 社という名称の事業所は、確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 63 年 7 月に A 社に入社し、B 所において C (職種) に従事し、その後、D 社に社名が変更となり、平成元年 11 月まで勤務した。厚生年金保険に加入していたのに、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の給与振込の記録により、申立人が申立期間において D 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が申立人を含め 20 名確認できるところ、このうち 8 名から証言が得られ、うち 4 名は、本人が記憶する入社時期の数か月から数年経過後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、当該事業所では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる上、申立人は、「当時、夫と一緒に国民健康保険に加入していた。」と供述している。

また、当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は無く、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、D 社は、平成 14 年 7 月 17 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び関係資料の所在が不明であるため、申立期間における勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月25日から22年7月1日まで
私は、昭和20年3月に商業学校を卒業した後、同年5月に、祖父の紹介によりA社B出張所（現在は、C社）に見習いとして入社し、その後、22年7月に父の事業所を手伝うため同社を辞めた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年11月25日以降もA社B出張所に勤務したと主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同年11月25日に被保険者資格を喪失している上、申立人記載の備考欄に退職を表す「退」の表示が確認できる。

また、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、C社は、当時の関係資料が保存されていないため、申立期間当時の勤務実態は不明である旨回答しており、申立人が氏名を挙げた当時の事業主、上司及び同僚は、いずれも他界又は所在が不明であることから、申立人の勤務実態に係る証言を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 14 日から 48 年 9 月 3 日まで
私は、申立期間に A 市にある B 社 C 作業場に確かに勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、申立期間に B 社 C 作業場に勤務したことは推認できる。

しかし、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録が無い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無い。

また、国民年金被保険者台帳により、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替えを行い、昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月まで継続して国民年金保険料を納付していたことが確認できる（申立期間後の 48 年 9 月から 51 年 3 月までは、厚生年金保険に加入していることが判明して還付されている。）。

さらに、B 社 C 作業場は、昭和 51 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在が不明なため、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 26 年 11 月 24 日から 27 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 24 年 4 月から 27 年 7 月まで、A 社に継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管していた A 社発令の辞令書及び元同僚の供述により、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険の適用事業所名簿により、B 区 C に所在した当該事業所は、昭和 25 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年 8 月 1 日に D 区 E（現在は、F）において新たに、厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C（地名）及び E（地名）に所在した当該事業所のいずれについても、当時の事業主の所在を特定することができず、関係資料は既に廃棄されており、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、E（地名）に所在した当該事業所は、昭和 26 年 11 月 30 日に適用事業所でなくなったが、同日に再度 C（地名）において適用事業所になっているところ、E（地名）に所在した当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同様に同年 11 月 24 日に被保険者資格を喪失している者が 25 人（申立人を含

む。) いる上、適用事業所でなくなった同年 11 月 30 日に被保険者資格を喪失している者が 25 人いることが確認できることから、当該事業所では、適用事業所でなくなるに当たり、段階的に被保険者資格の喪失手続を行っていたことがうかがえる。

また、これら段階的に資格を喪失した者のうち、連絡が取れた 4 人は、いずれも、その後は当該事業所に勤務していないと供述している上、再度 C (地名) で適用事業所となった当該事業所に係る上記被保険者名簿の申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、再度 C (地名) において適用事業所となった A 社は、昭和 30 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在を特定することができず、関係資料は既に廃棄されていることから、申立期間②当時の申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月ごろから 45 年 1 月 15 日ごろまで
私は、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）の E 社（現在は、F 社）に、G（職種）として 3 回勤務したが、3 回目に勤務したときの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行の写真及び元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、E 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E 社に係る職歴審査回答票において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、F 社では当時の関係資料を廃棄しており、当時の事業主も既に他界し、元同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得ることができないことから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月26日から同年6月1日まで
私は、昭和 61 年8月から平成元年5月までA社に勤務したが、同年5月の厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成元年5月末日まで勤務したと主張しているが、雇用保険の加入記録により、申立人は同年5月10日に離職していることが確認できる上、当該事業所が加入しているB健康保険組合（現在は、C健康保険組合）の記録により、申立人の資格喪失日は同年5月26日となっていることが確認でき、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことを確認できない。

また、当該事業所は平成13年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は当時の関係資料は保存していないと供述していることから、申立人が元年5月末日まで当該事業所に勤務していたかは不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月20日まで
私は、昭和17年か18年の7月ごろにA社B工場に入社してC（職種）に従事し、20年4月20日に現在のD（施設名）近くにE工場が開設されたことから、E工場へ移り、終戦直後まで勤務した。B工場の勤務期間のうち、厚生年金保険法が適用され厚生年金保険料の徴収が開始された申立期間が加入期間となっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月20日以前からA社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、同年4月20日に資格取得していることが確認でき、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、昭和20年8月26日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態は不明である上、申立人が氏名を挙げた10名の元同僚のうち所在が確認できた1名は、申立人の勤務状況について記憶しておらず、当該同僚が氏名を挙げた元同僚2名に聴取しても、申立人についての証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。